

生活環境部

福祉環境委員会

【所管関係資料】

2月7日提出

【目次】

所管事項関係

生 活 環 境 部	令和7年度の組織再編について	・・・ 3
県 民 生 活 課	秋田県消費者施策推進計画（案）の概要について	・・・ 7
環 境 管 理 課 八郎湖環境対策室	八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）の策定に向けて	・・・ 8
環 境 整 備 課	秋田県災害廃棄物処理計画の改定（案）について	・・・ 9
自 然 保 護 課	第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更（案）及び秋田県第二種特定鳥獣管理計画（案）について	・・・ 10

総務部
生活性産部
農林水産部

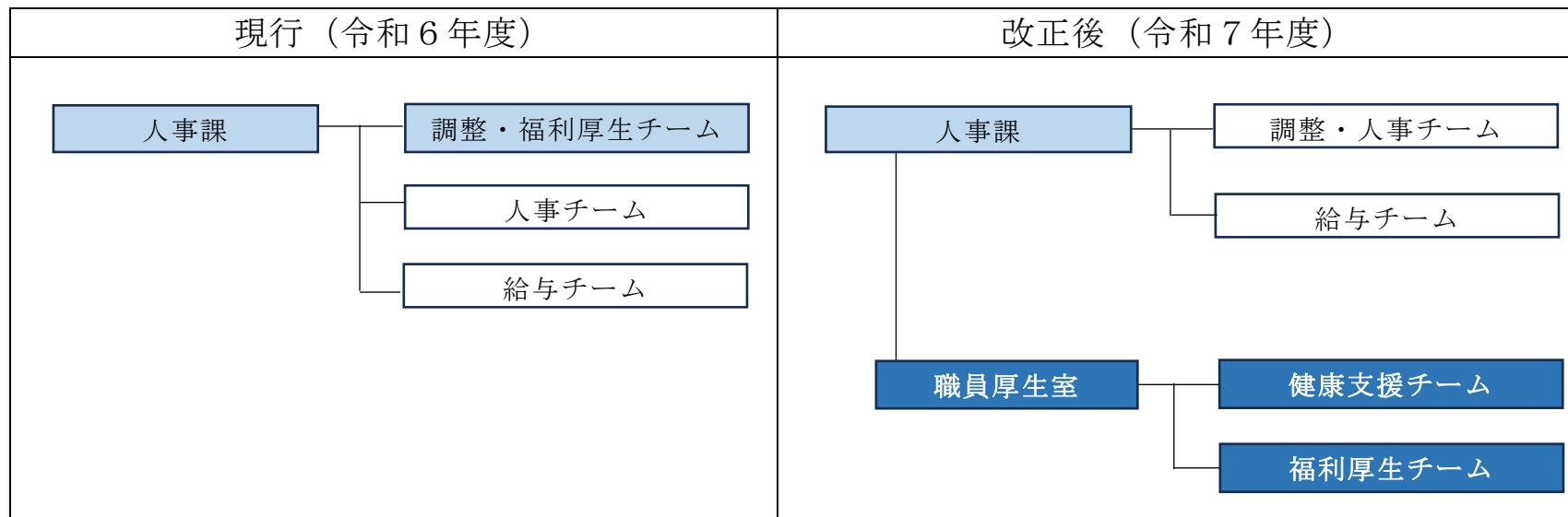
令和7年度の組織再編について

令和7年度の組織再編について

1 総務部

○ 職員厚生室

職員の健康管理やメンタルヘルス対策等の強化を図るため、人事課内に職員厚生室を設置する。



2 生活環境部

○ 動物愛護センター（関連：秋田県行政機関設置条例の一部を改正する条例案（議案第68号））

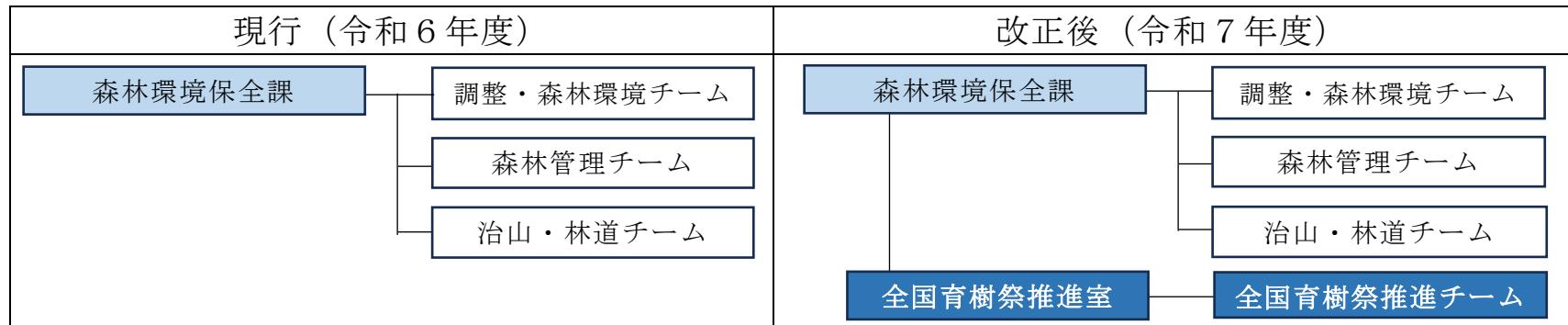
動物の愛護及び管理並びに狂犬病の予防に関する施策を一層推進するため、動物愛護センターに県北支所と県南支所を設置し、保健所で行っていた狂犬病予防業務等を移管・集約する。

現行（令和6年度）	改正後（令和7年度）
<p>（動物の管理、狂犬病予防に関する業務）</p> <p>保健所〔秋田中央保健所を除く〕</p> <p>動物愛護センター〔秋田中央保健所管内（男鹿市、潟上市、南秋田郡）〕</p>	<p>（動物の管理、狂犬病予防に関する業務）</p> <p>動物愛護センター〔山本地区、秋田地区、由利地区〕</p> <p>　　 </p> <p>　　 県北支所〔大館福祉環境部環境指導課内（鹿角地区、北秋田地区）〕</p> <p>　　 県南支所〔仙北福祉環境部環境指導課内（仙北地区、平鹿地区、雄勝地区）〕</p>

3 農林水産部

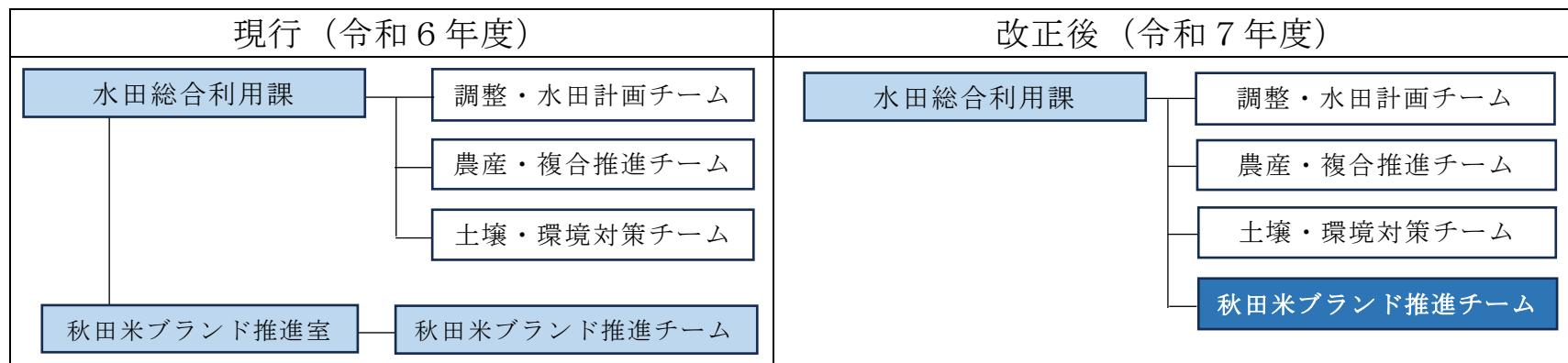
○ 全国育樹祭推進室

令和 9 年に本県で開催される「第 50 回全国育樹祭」に向けた準備を円滑に進めるため、森林環境保全課内に全国育樹祭推進室を設置する。



○ 秋田米ブランド推進室

サキホコレの生産拡大や販売チャネルの確保などに、一定期間集中的に取り組み成果が得られたことから、秋田米ブランド推進室を廃止し、水田総合利用課内のチームとして再編する。



秋田県消費者施策推進計画（案）の概要について

県民生活課

第1章 計画の基本的な考え方

【計画策定の趣旨】

- ・消費者を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、消費者教育を含む総合的な消費者施策を計画的に推進し、県民の消費生活の安定及び向上を図る

【計画の位置付け】

- ・秋田県消費生活条例に基づく総合的な消費者施策を推進するための基本計画
- ・第2次秋田県消費者教育推進計画（令和2年度～6年度）を継承・包含

【計画の期間】

- ・令和7年度～令和11年度（5年間）

第2章 消費者を取り巻く現状と課題

【社会経済情勢の変化と課題】

- ▶ 高齢者、特に高齢単身世帯における消費者被害の拡大・深刻化の懸念
- ▶ 成年年齢の引下げに伴い、社会経験の浅い若者が悪質事業者のターゲットとなる恐れ
- ▶ デジタル化の進展に伴う新たな消費者トラブルの発生や相談内容の複雑化の懸念
- ▶ 感染症拡大期や災害発生時など非常時に多発する消費者トラブル・悪質商法等への対応

【県内消費生活相談の状況】

- ・相談件数（R5年度） 6,034件（うち 県受付分2,185件、市町村受付分3,849件）
- ・県受付分に占める60代以上の割合 38.2%

第3章 消費者施策の基本方針と展開

目指す姿：県民の消費生活の安定と向上の実現

基本方針Ⅰ 安全・安心な消費生活の確保

○悪質な事業者に対する指導監視の強化

- ・消費者取引の適正化の推進
- ・景品表示の適正化の推進

○デジタル社会における消費者被害の

未然防止に向けた取組の強化

- ・効果的な啓発活動の展開と迅速な情報提供
- ・県消費生活相談員の相談対応力の向上

○高齢者等の見守り体制の構築

- ・消費者安全確保地域協議会等の設置促進
- ・見守り関係機関との連携や啓発活動の強化

基本方針Ⅱ 消費生活相談体制の充実

○消費生活相談員の資質向上と人材の育成

- ・研修機会の確保と専門機関等との連携
- ・秋田県消費者行政ネットワークによる市町村支援

○県生活センターの相談・苦情処理体制の充実・強化

- ・相談者の利便性向上に向けた取組の強化
- ・市町村を含めた相談内容の分析を踏まえた注意喚起
- ・相談や苦情の適切かつ迅速な解決

○消費生活センター、消費者ホットライン188の

普及啓発

- ・多様な媒体を活用した身近な相談窓口の周知

基本方針Ⅲ 消費者教育の推進

○ライフステージに応じた効果的な消費者教育の推進

- ・小中高等学校、特別支援学校、大学等教育機関における消費者教育の推進
- ・家庭における消費者教育の推進
- ・地域や職域における消費者教育の推進

○多様化・複雑化する消費生活への対応

- ・特殊詐欺等による被害防止に向けた啓発や情報発信
- ・カスタマーハラスメント防止に向けた周知啓発

○持続可能な社会の実現に向けた消費行動の推進

- ・イベントや多様な媒体を活用したエシカル消費の普及啓発

第4章 計画の推進

【推進体制】

- ・市町村や県警など多様な主体と連携・協働しながら施策を推進

【進行管理】

- ・秋田県消費生活審議会において検証し施策に反映

【数値目標】

- ・県内事業所等への被疑情報に対する調査実施率(100%)
- ・消費者ホットライン188の認知度(35%)
- ・消費生活相談員の資格保有率(75%)
- ・出前講座への年間参加人数(2,000人)
- ・高等学校等における実践的な消費者教育の実施率(100%)
- ・エシカル消費の認知度(30%)

計画策定の趣旨

- 湖沼水質保全特別措置法の「指定湖沼」である八郎湖について、各種水質保全対策を総合的に推進し、水質の着実な改善を図り、長期ビジョンを達成するため、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第4期）」を策定する。

長期ビジョン 「恵みや潤いのある“わがみずうみ”」

3つの柱

- 1 農業や漁業など湖にかかる人々に持続的な恵みをもたらす
- 2 水遊びや遊漁など子どもから大人までが潤いに包まれる
- 3 鳥や魚や植物など多様な生き物が命を育む

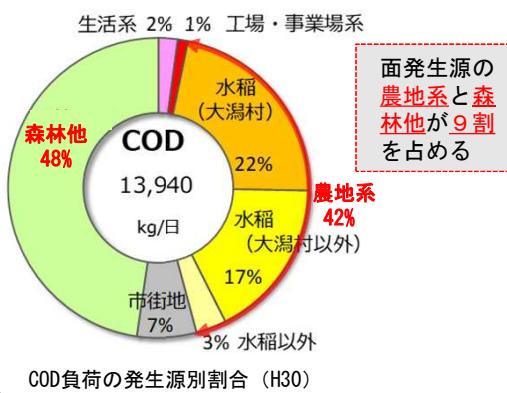
第3期計画の水質目標と現状



項目	水域	水質目標 (R6)	計画期間の変動幅 (R1～R5実績)
COD (75%値)	調整池	7.1	6.0～9.0
	東部承水路	7.8	7.6～12
	西部承水路	9.7	10～14
全窒素	調整池	0.84	0.81～1.1
	東部承水路	1.1	0.91～1.3
	西部承水路	1.2	1.2～1.4
全りん	調整池	0.065	0.067～0.082
	東部承水路	0.072	0.068～0.098
	西部承水路	0.062	0.069～0.081

※赤字は目標未達成

発生源別の負荷割合



第3期計画の主な対策の実施状況と課題

対策	項目	R5普及率 (%)	R5接続率 (%)
①下水道等の整備	公共下水道	86.5 (85.5)	84.9 (87.1)
	農業集落排水	2.9 (3.1)	65.8 (66.7)
	合併処理浄化槽	5.2 (6.5)	—

⇒①今後も整備や接続率の向上が必要

対策	項目	R5実績	R6目標値
①水質保全型農業等の推進	落水管理	18,800ha	19,800ha
	農法転換	1,624ha	3,100ha
	施肥の効率化	19,081ha	19,600ha
②森林の整備(植栽、下刈り、間伐等)	874ha/年	1,500ha/年	

⇒①農法転換等の一層の取組拡大が必要

⇒②森林整備による水源涵養機能等の発揮が必要

対策	項目	R5実績	R6目標値
①西部承水路(窪地への高濃度酸素水供給)		1か所で実施	
②湖岸の生態系保全機能の回復	消波工 植生回復	690m 622m	

⇒①窪地の底質等の改善効果が局所的であり、より効果的な対策の検討が必要

⇒②植生回復は進んできているが、自浄作用を促すためには多様な生態系構造の構築が必要

- ①調査研究等の推進(高濃度りん湧出水対策等)
- ②地域住民等に対する普及啓発と協働の取組推進

- ①水耕栽培による高濃度りん回収の研究では実現性が低かったため、効果的な回収方法の検討が必要
- ②年代にかかる八郎湖の魅力や豊かさ等の認知度が低く、地域住民等に対する情報発信手法の検討が必要

第4期計画の策定

計画期間

令和7年度から16年度までの10年間 (現行は6年間)
面発生源の負荷割合が大きく対策の効果発現に時間を要するため、中長期的に取組を推進し、生態系の多様性や健全性を含めて適切に評価する

策定の方向性

- 第3期計画において有効な対策を継続
- 面発生源の負荷削減対策の一層の強化
- 湖岸の多様な生態系保全機能回復の強化
- 湖沼の親水性等の向上

等

強化する主要な対策案

面発生源対策

- (拡) 水質保全型農業等の一層の推進
- (拡) 流域の森林整備の推進

湖内浄化対策

- (拡) 底質の改善対策
- (拡) 湖岸の多様な生態系保全機能の回復

その他対策

- (拡) 高濃度りん湧出水対策
- (新) 湖沼の親水性等向上対策
 - ・多様な生態系の保全及び親水性の確保
 - ・デジタル技術を活用した情報発信手法の検討

策定スケジュール

R7. 2月	2月議会で計画策定方針説明	R8. 1月	県環境審議会への諮問・答申
9月	9月議会で計画素案説明 パブリックコメント実施	環境大臣協議	3月 計画決定・公表
12月	12月議会で計画案説明		

秋田県災害廃棄物処理計画の改定（案）について

環境整備課

1 改定の趣旨

◆近年の災害の激甚化や令和5年7月の大震災の教訓のほか、少子高齢化等の社会情勢の変化を踏まえ改定する。

2 計画の位置づけ

◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律による県廃棄物処理計画及び災害対策基本法による県地域防災計画に基づき策定する計画
◆災害廃棄物処理に関する県の基本方針及び県、市町村等のそれぞれの役割を示すもの

3 改定の概要

第1編 総則

【基本的事項】

・実効性のある教育訓練メニューの具体化
⇒座学、討論型図上演習、対応型図上演習(問題発見型・計画検証型)、実地訓練等を例示

第2編 災害廃棄物処理対策

【災害廃棄物発生量の推計について】

・新たな推計式や組成割合を用いた災害廃棄物発生量の推計精度向上
⇒被害の程度(全壊・半壊等)に加え、災害の区分(地震・水害)、解体ごみ(木造・非木造)の区分、片付けごみの区分を追加

【災害廃棄物処理における留意事項】

・平時からの空き家の解体推進や災害弱者に対する対応等
⇒空き家解体対策の推進と退蔵物の廃棄など住民への周知徹底を追加
⇒高齢世帯や退去できない観光客等への配慮、必要な支援等を追加

【処理手順】

・被災家屋等の解体・撤去(所有者が特定できない場合)
⇒「所有者不明建物管理制度」の活用を追加
・処理困難物の対応の見直し
⇒太陽光発電設備、アスベスト、廃タイヤの対応を見直し

【災害応急対策】

・協力支援体制と新たな支援制度内容の整理
⇒災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)の活用を追加
⇒環境省・防衛省との災害廃棄物の撤去等に係る連携強化を追加

【仮置場・仮設処理施設・収集運搬体制の確保】

・仮置場の運営管理や住民広報対応、収集運搬体制の見直し
⇒廃棄物の適正な分別、レイアウト等と高齢者の戸別収集体制を追加
・自然発生的に集積されて発生する「勝手仮置場」への対応
⇒「勝手仮置場」の発生防止対策、発生した場合の対応を追加

資料編

【各種データの見直し等】

・新たな推計方法によるデータやグッドプラクティス、被災自治体・関係団体が保有する課題と対応策等を整理して掲載

第13次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更（案）

計画の概要

- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、地域の状況を踏まえた鳥獣保護区の指定を行うとともに、鳥獣の生息状況や農林水産業等の被害状況の把握に努め、適切な保護管理を推進するための計画
- 計画期間：令和4年度～令和8年度（5年間）

計画の推進体制

- 市町村、県獣友会及び大学等の関係団体と連携を図るとともに、専門家で構成される「秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会」の助言を得ながら事業を実施

計画変更の背景

- 令和6年4月にクマ類（ツキノワグマ、ヒグマ）が指定管理鳥獣に指定されたことによる変更

主な変更内容

- 指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）に「ツキノワグマ」の記述を追加

内容を反映

秋田県第二種特定鳥獣管理計画（案）

- ◇ 生息数の増加または生息域の拡大により、農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣について、生息数や生息域を適正に管理するための計画
- ◇ 計画策定済鳥獣は計6種（ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、カワウ）
- ◇ うち令和6年度で計画期間が終了する3種（ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ）について次期計画を策定

第3次ニホンジカ
第3次イノシシ

◆計画期間：令和7年度～令和9年度（3年間）

【目的】生息域の拡大と個体数の増加の抑制

【内容】指定管理鳥獣捕獲等事業や鳥獣被害防止総合対策事業の実施等による捕獲圧強化

(主な見直し事項)

○ニホンジカ

- ・効果的な捕獲のため、林業被害の現状を把握

(主な取組事項)

○ニホンジカ、イノシシ共通

- ・狩猟期間の延長措置を継続し捕獲圧を維持

11月1日～翌年3月15日（通常 11月15日～翌年2月15日）



第6次ツキノワグマ

次頁

◆計画期間：令和7年度～令和11年度（5年間）

【目的】人身被害防止と農林畜産業被害の軽減、地域個体群の保全

【内容】被害防除・捕獲・普及啓発の3本柱で取組を推進

【計画の新たな視点】

○分布状況の考え方の変更

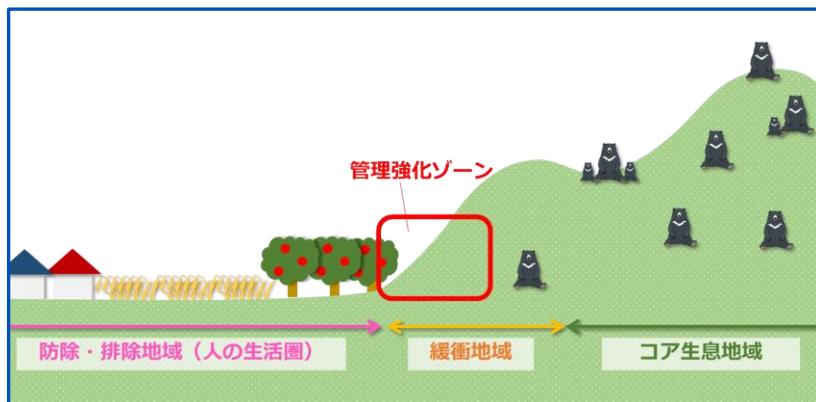
- これまでではクマが定着していると推測される地域を示してきたが、近年の出没状況に鑑み、各種対策を適切に進めるため、目撃や捕獲の実績を踏まえた分布メッシュとした

全県 939 → 1,242 メッシュ（1メッシュ = 3km四方）

※市町村意見を反映

○ゾーニング管理の強化

- ゾーニングを見直すとともに、各ゾーンのクマへの対応方針を明確化し、状況に応じた対策を講じることとした



地域・ゾーン区分	防除・排除地域	緩衝地域	コア生息地域	
クマへの対応方針	侵入を許さない	定着させない 管理強化ゾーン	高密度化を避ける	生息を担保する

- これまで生息情報のない男鹿市及び大潟村については、分布域を拡大させないため、全域を防除・排除地域とする予定

【主な取組事項】

【重点的に取り組む事項】

○被害防除

- 農作物の管理や侵入防止柵の整備
- 放任果樹の伐採など食物の適正管理
- 住宅地周辺や森林等における緩衝帯整備 等

○捕獲（個体群管理及び分布管理）

- 狩猟期間延長（11月1日～翌年2月15日）の継続
- 春期の管理捕獲の実施
- 有害鳥獣捕獲による防除・排除地域等での確実な排除
- 狩猟者の確保育成（フォーラム開催、猟銃購入支援等）
- 若手狩猟者等を対象とした射撃講習等の開催 等

○普及啓発

- 出前講座やYouTube動画等によるクマ関連知識の普及
- 市町村職員等を対象とした被害防除に係る研修の実施
- 関係機関と連携した出没想定訓練の実施 等

【その他計画の推進に必要な事項】

○モニタリング

- カメラトラップ法等による個体数・個体群動向の把握
- 生活環境被害軽減に向けた出没件数等のモニタリング
- 農作物被害軽減に向けた被害状況のモニタリング 等

○その他

- 人身被害発生時の現場検証や関係者からの聴取等を通じた被害防止策の検討や県民への対策情報の発信
- 公式サイトやSNS、マスコミ等による県内外への情報発信
※パブリックコメント意見を反映
- クマダスによる出没情報の共有と県民への注意喚起
- 人里への出没ルートの特定と侵入を遮断する手法検討
- 被害者への見舞金の給付 等